

受付時間の短縮、皮膚科診療の中止は、「次世代育成支援対策」の一貫です。

ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解の程宜しくお願い致します。

当院での取り組み

次世代育成支援対策推進法第12条第1項または第4項に基づき、

1：雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備の「エ」項中、

(イ) 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

(ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

(オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し